

不採択

		総務常任委員会	
令和6年6月13日受理		請 第 18 号	
件 名	家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願		
紹介議員	提出者 住所 氏名		
岩 田 智 子 幸 村 香代子			
<p>(要 旨) 所得税法第56条の廃止を求める意見書を提出することを強く請願する。</p> <p>(理 由) 所得税法第56条は、事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは経費に算入しない(条文趣旨)として、家族従業者の働き分(自家労賃)を経費として認めないことを規定している。 白色申告の場合、事業主の所得から、配偶者が年間86万円、家族が同50万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及ばない。このため、自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続きなどで不利益を受けている。後継者育成にも大きな妨げとなっている。 政府は、青色申告にすれば給料を経費にできる(所得税法第57条)と言うが、税務署長に届け出て、認められなければならない。働いている実態があり、商売に応じた記帳を行っているにも関わらず、申告の仕方によって納税者を差別しているのが実情である。 明治時代の家父長制的世帯課税を引き継ぐ所得税法第56条は、日本のジェンダー差別の根幹に関わる問題でもある。人権問題として、差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正當に認めるため、所得税法第56条は廃止するべきである。 今、560を越す自治体が、所得税法第56条の廃止を求める意見書、を国に上げている。男女平等を求める国内外の女性運動との共同・連帯で、国連女性差別撤廃委員会が所得税法の見直しを日本政府に勧告し、日本弁護士連合会(日弁連)や税理士団体からも意見書が出されるなど、世論と運動が広がっている。</p>			